平成２６年（フ）第２３号
宮崎県日向市中堀町２丁目22番地１
債務者　児玉るみ子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市笠之原町３番27―１号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町1075番地５
債務者　村山　和子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
広島県呉市安浦町女子畑2328番地３、住民票上の住所広島県呉市川尻町小用１丁目４番23号
債務者　小原　祐二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７０９号
静岡県島田市川根町家山4152番地の12
債務者　藁科　　博
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸山　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４４号
愛知県豊明市新田町前原１番地　ナビライフ豊明マンションⅡ番館Ａ棟502号
債務者　浦野　健一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　佑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６号
名古屋市中川区八家町１丁目24番地の４、従前の住所名古屋市西区赤城町172番地の１
児玉コーポ102号
債務者　篠原　幸紀
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
北海道岩見沢市栗沢町最上298番地49
債務者　三津谷光幸
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　丈弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県玉名郡南関町大字肥猪3283番地
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３８号
長野県松本市井川城３丁目１番27号　サンヴィレッジ島崎Ｂ201
債務者　小日向輝信
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　威明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５０号
静岡市葵区相生町11番16号
債務者　杉本　道子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７９号
札幌市中央区南１条西26丁目１番５―405号
債務者　乙坂　倫代
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津多香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
長野県松本市桐３丁目２番36号
債務者　百瀬　文子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１８号
長野県飯田市鼎名古熊1874番地　ＧｏｏｄＹＡＺＡＷＡ204号
債務者　下地　忠夫
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東山　尋明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１８８号
沖縄県沖縄市字桃原307番地２　クローバーマンション桃原201号、申立時の住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地１　アルトゥーレ美浜518
債務者　シェフズダイナーことＣｌｕｂ　Ｐｕｒｅｔｙこと　濱田恒一郎
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３９号
岐阜県大垣市笠縫町８番地11　オホーツクマンション501号
債務者　光安　久代
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６７３号
千葉県柏市豊上町13番地11　トーヨー柏ハイム203号
破産者　澁谷　淳一
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８９号
千葉県四街道市四街道1511番地16　シャルールＡ305号、開始決定時の住所千葉県四街道市千代田１丁目21番２号
破産者　鈴木　　清
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部